

財務省第12入札等監視委員会
令和4年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年3月27日(月) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和4年10月1日(土) ~ 令和4年12月31日(土)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 令和4年度和多田住宅1・2号棟浴室改修その他工事 契約相手方 : 株式会社長建 (法人番号 6290001023230) 契約金額 : 206,800,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	-1件	-
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 自動蒸留試験器の購入一式 契約相手方 : 平薬品産業株式会社 (法人番号 5310001001036) 契約金額 : 2,194,500円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月25日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(物品役務等)	2件	契約件名 : 埠頭監視カメラシステム(博多税関支署設置分)随時保守業務一式 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号 7010401022924) 契約金額 : 1,268,300円(税込) 契約締結日 : 令和4年12月26日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 令和4年分確定申告期における署外申告会場の借上げ(大牟田税務署) 契約相手方 : イオンモール株式会社イオンモール大牟田 (法人番号 5040001000461) 契約金額 : 759,550円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡国税局
うち応札(応募)業者数 1者関連	3件	契約件名 : 令和4年度和多田住宅1・2号棟浴室改修その他工事 契約相手方 : 株式会社長建 (法人番号 6290001023230) 契約金額 : 206,800,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 埠頭監視カメラシステム(博多税関支署設置分)随時保守業務一式 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号 7010401022924) 契約金額 : 1,268,300円(税込) 契約締結日 : 令和4年12月26日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 令和4年分確定申告期における署外申告会場の借上げ(大牟田税務署) 契約相手方 : イオンモール株式会社イオンモール大牟田 (法人番号 5040001000461) 契約金額 : 759,550円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡国税局
		契約件名 : 令和4年分確定申告期における署外申告会場の借上げ(大牟田税務署) 契約相手方 : イオンモール株式会社イオンモール大牟田 (法人番号 5040001000461) 契約金額 : 759,550円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 : 令和4年度和多田住宅1・2号棟 浴室改修その他工事 契約相手方 : 株式会社長建 (法人番号 6290001023230) 契約金額 : 206,800,000円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>1者応札かつ高落札率であることから、予定価格の積算が適正か、競争性が働いているかについて確認したい。</p>	
<p>本件は総合評価落札方式であり、評価項目として「延べ面積500㎡以上の共同住宅の内部改修工事の実績」と「過去2年間における工事成績相互利用適用対象工事に該当する工事の成績評定点」を定めている。この2点を満たす工事は少ないと考えるが、この2点を評価項目とした理由は何か。</p>	<p>総合評価落札方式は優れた品質を確保するために導入しており、今回の工事も、延べ面積が1,000㎡超の共同住宅であること、入居者の生活に大きな影響を与える水回りを中心とした内部改修工事であることなどを踏まえて、このような評価項目とした。</p>
<p>工事内容はそれほど特殊な工事ではないと考えるが、何故1者応札となったのか。</p>	<p>合同宿舎内部改修工事の実績は、近年では福岡県のみであった。本工事の施工場所は佐賀県唐津市であるが、佐賀県での同種工事の実施がなく、業者にあまり認知されなかったことが考えられる。</p>
<p>審査対象期間の公共工事で本件のみが1者応札である。他の工事と比べ設定条件等に何か特別なものがあつたのか。</p>	<p>設定条件等に特別なものはないが、繰り返しとなるが、佐賀県で内部改修工事があまり認知されなかったことが考えられる。</p>
<p>佐賀県で行う合同宿舎改修工事の入札は、もともと参加者が少ないのか。</p>	<p>4年度に実施した外壁改修工事は4者、平成30年度に実施した給水設備改修工事は2者の応札があつた。</p>
<p>今後の改善策として業者への声掛けを行うとのことだが、具体的にどのように行うのか。</p>	<p>毎年、佐賀県の合同宿舎修繕工事を発注している。今後改修工事を行う際は、入札公告後に、そのような修繕工事の請負業者やその関係者へ声掛けを行いたいと考えている。</p>
<p>内部改修工事であっても総合評価落札方式を採用していない事例もあるが、総合評価落札方式を採用するかどうか誰が決めているのか。</p>	<p>工事発注原課で検討し、最終的には支出負担行為担当官が決定している。なお、総合評価落札方式の工事入札は毎年2件程度実施している。</p>
<p>総合評価落札方式の評価内容、評価基準等は誰が決めているのか。</p>	<p>総合評価落札方式に係る関係規定を基に発注原課で作成し、最終的には支出負担行為担当官が決定している。なお、採点については、発注原課1名と発注原課以外の2名、計3名で行っている。</p>
<p>本工事では、工事費内訳書から単価や金額を削除した参考数量書を入札参加者へ交付しているが、何故か。</p>	<p>本件のような大規模工事は積算に時間を要する。一方で、当局としては工期を考えると、入札公告から開札までの時間をそれほど長く確保できない。入札参加者の負担を軽減し、より多くの参加者を募るためにも交付した。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 : 埠頭監視カメラシステム(博多税関支署設置分)随時保守業務一式 契約相手方 : NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号 7010401022924) 契約金額 : 1,268,300円(税込) 契約締結日 : 令和4年12月26日 担当部局 : 門司税関</p>	
<p>1者応札で高落札率であり、競争性が働いているのか検証する必要がある。</p>	
<p>本件は随意契約により埠頭監視カメラシステムの修理を委託したもので、当該カメラシステムは、本件受託者がリース会社を通じ国に賃貸する物件であるところ、当該賃貸借契約に随時保守は含まれないのか。</p>	<p>賃貸借契約には以下条件を付し随時保守を含めている。 ①保守点検業務に係る一切の費用は受託者の負担とすること ②部品等を交換した場合は、その費用は国に請求可能であること(税抜1万円未満の部品等は除く) ③天災地変その他の不可抗力又は使用者側の故意もしくは重大な過失により障害が発生した場合の復旧等の費用については、別途協議とすること 上記①～③を踏まえ、本件については、以下の理由により賃貸借契約の範囲外と整理、別途随意契約を締結の上、修理を委託した。 ・部品価格が税抜1万円以上であること ・賃貸借契約の受託者の制御範囲を超えた不可抗力による損傷に係る修理といえ、その他の保守点検業務に係る費用は国が負担すべきと考えられること</p>
<p>「天災地変その他の不可抗力又は使用者側の故意もしくは重大な過失により障害が発生した場合の復旧等の費用については、別途協議」とのことであるが、部品代以外を、国、受託者いずれが負担するかは協議の結果ということか。</p>	<p>受託者の制御を超えた不可抗力による損傷に係る修理であることから、当該賃貸借契約の範囲外とする旨、国から申し出たものである。</p>
<p>本件受託者以外の者が、本件の随時保守を受託することは可能か。</p>	<p>技術的には他者が保守作業を実施することは可能と思われるが、他者が賃貸借物件に対し保守作業をすることを、本件受託者が許容するかは不明である。</p>
<p>本件のような損傷の修理に当たり、賃貸借契約に基づく随時保守で対応するか、若しくは別途修理委託契約を締結し対応するか、決定権を有する者は誰か。</p>	<p>支出負担行為担当官である。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : 自動蒸留試験器の購入一式 契約相手方 : 平薬品産業株式会社 (法人番号 5310001001036) 契約金額 : 2,194,500円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月25日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>低落札率であるため、予定価格の算出が適正か原因を検証する必要がある。</p>	
<p>参考見積をとった3社はどのような基準で選ばれたのか。</p>	<p>自動蒸留試験器を製造、販売しているメーカーA社とB社に電話にて長崎県内における販売代理店を聞き取ったところ、A社から長崎市の販売代理店2社の連絡先を聞き取り、その2社に参考見積書の作成を依頼した。 もう1つのメーカーB社については、販売代理店が無く、メーカーが直接対応するとのことであったことから、B社へ参考見積書の作成を依頼し、応じてくれたものである。</p>
<p>自動蒸留試験器の耐用年数は何年か。</p>	<p>5年である。 更新前の自動蒸留試験器は平成13年に配備されたものである。</p>
<p>入札した2社も含めた3社の見積書の内容と、実際の入札内容が非常に乖離しているが、どういふ事情・理由によるものなのか。</p>	<p>今回の自動蒸留試験器は、入札仕様書に合わせて製造するような特別な仕様ではなく、市販されている既製品で十分に仕様を満たすことから、自動蒸留試験器を製造販売しているメーカーと販売代理店による価格競争が働いた結果、見積書の内容と、実際の入札内容が乖離したものと思料する。</p>
<p>入札価格が見積価格より半減した理由は何か。</p>	<p>先ほどの質問でも説明したが、今回の自動蒸留試験器は、入札仕様書に合わせて製造するような特別な仕様ではなく、市販されている既製品で十分に仕様を満たすことから、自動蒸留試験器を製造販売しているメーカーと販売代理店による価格競争が働いた結果、入札価格が見積価格より半減したものと思料する。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 : 令和4年分確定申告期における 署外申告会場の借上げ(大牟田 税務署) 契約相手方 : イオンモール株式会社イオンモ ール大牟田 (法人番号 5040001000461) 契約金額 : 759,550円(税込) 契約締結日 : 令和4年11月7日 担当部局 : 福岡国税局</p>	
<p>低落札率であるため、予定価格の算出が適正か、また、低落札率となった原因や応募者が1者であった要因を検証する必要がある。</p>	
<p>大牟田税務署周辺に収容人数120名を満たす貸し会議室はいくつかあるようだが、予定価格の積算でSという遠距離のホールの価格を参考にしたのはなぜか。</p>	<p>確定申告会場として使用する場合、パソコンや備品等を、終日、留め置くこととなるため、借上げ期間中は土日祝日を含めて賃料が発生することとなる。 地域的に貸し会議室等が少ない場所であったため、予定価格を積算するにあたり、より借上げ条件に近い賃料等が公表され、経済状況が類似している筑後地区の当該物件の賃料等を採用したものである。</p>
<p>これまでに、大牟田税務署の署外申告相談会場として賃借した物件・規模・賃料はどのようなものであったのか(直近5年分とか)。また、予定価格調書(資料6)における基準物件2件を選出した趣旨は何か(一見すると、署外申告会場としては余りそぐわないように思われるが)。</p>	<p>直近5年分の賃借した物件・規模・賃料については提出資料のとおり。 予定価格の積算に用いた基準物件の選考理由は前述のとおりであるが、両物件とも客席部分を撤去し、平土間として各種催し物が開催可能な施設であり、申告会場として使用する場合でも特段の問題が生じないことから、選出したものである。</p>
<p>1者応札となっているが、前年落札していた者が今回応札されなかった理由は何か。</p>	<p>昨年まで借上げていた(株)NのOビルは、施設の老朽化が激しく、現状のままでは空調設備やトイレが使用できない状況であると相手方から説明があった。 当該ビルの1階フロアは、当局へ貸し出す以外には使用しておらず、高額な修繕費を負担してまで公募に応募することはできないことから、今回辞退されている。</p>
<p>説明の中で、イオンモール大牟田の多目的ホールの使用料は、公表価格で計算すると、個人の場合で約100万円、法人の場合で約500万円とのことであったが、今回、更に低い見積り金額となったのは、何か競争等が働いたから等、そのような形で理解すればよいか。</p>	<p>業者によれば、確定申告の申告相談会場という非常に公益性の高い目的で借上げられるものであり、多目的ホールの使用予定も特段なかったことから、安価に提供できたとのことである。 また、こちらの推測であるが、借上げ期間中における申告相談会場への来場者が、例年8,000人前後であることから、商業施設として、申告のついでに買い物等をしてもらえれば売り上げ増加にも結び付く一面を考慮した可能性があるのではないかとと思われる。</p>
<p>公表されている金額で予定価格を積算されていたが、最終的に手を挙げたイオンモール大牟田に見積り依頼等は検討されなかったのか。</p>	<p>予定価格を積算するにあたり、インターネット等で貸し会議室等の物件を検索したが、イオンモール大牟田は検出されず、存在を把握していない状況であった。</p>

<p>他のイオンモールでも申告会場となっていた場所があったと思われるが、いかがか。</p>	<p>筑紫税務署が申告相談会場としてイオンモール筑紫野を借上げている。</p>
<p>実際にイオンモールを使用している所もあったので、物件の候補になり得たという考え方もあるのではないか。</p>	<p>大牟田税務署であれば管内の物件等を把握しているが、調達手続きは国税局で行っているため、各署の管内状況に疎い面があり、イオンモールの存在に係る観点不足していた点はあると思われる。</p>
<p>過去5年間に係る契約状況の資料では、落札率が30%台という低落札の状況が続いているが、予定価格の在り方を見直すということは検討されなかったのか。</p>	<p>過去における検討状況は把握していないが、これまでの公募結果だけを見れば1者しか参加していない状況ではあるものの、公募の要件に合致する物件等が少ない中で諸条件を考慮して積算している関係もあり、減算率等を用いていないことが想定される。</p>
<p>仕様書の条件は、各税務署が設定することができるというふうに承知しているが、大牟田税務署に関して、立地条件の「税務署から半径2.5 km以内の地域に所在」という条件が設定されているが、なぜ、この条件になったのか知りたい。</p>	<p>署外申告相談会場においても来場者等の状況に応じて応援の職員等を派遣して対応する必要があることから、基本的には30分程度で行くことができる範囲ということで距離制限を設けている。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>入居者が住んでいる住戸の内部改修という難しい工事のため、1者応札であったことは理解した。しかしながら、総合評価落札方式の評価基準である「延べ面積500㎡以上の共同住宅の内部改修工事の実績」については、合同宿舎が減少する中、基準を満たす応札者も減少しており、競争性確保のためにも基準の見直しを検討していただきたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を締結した状況は理解 ・ただし、契約締結に当たっては、費用削減について努力されたい。 ・本件のような不可抗力による損傷に係る修理も賃貸借契約の範囲とできないか検討されたい。 	
<p>(第3事案について)</p> <p>業者間の価格競争が働いた結果、低落札率となったことは理解できた。</p> <p>しかし、予定価格と落札価格に大きな差が生じることが適当ではないと考える。</p> <p>他省庁の同種案件も参考に予定価格を積算するなどして、適正な予定価格の算定に努められたい。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>過去5年間、低落札率が続いており、大牟田税務署以外の借上げにおいても落札率が低い案件が多いことから、予定価格の算定方法を見直す必要があると言わざるを得ないのではないかとと思われる。</p> <p>申告会場は、例年、同一会場になるケースが多いことを考えると、他のホールの価格というよりも、むしろ前年実績というものを参考にして、より実態に近い予定価格の算出をされたいと考えるところである。</p>	